

新潟県高等学校野球連盟 規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は、新潟県高等学校野球連盟と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、主たる事務所を新潟県新潟市に置く。

(支部等)

第3条 本連盟は、北、南の2支部と軟式部をもち、それぞれが主管する事業の運営については、担当理事が行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本連盟は、日本学生野球憲章に基づき、新潟県下における高等学校野球の健全な発達を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 高等学校野球の普及、振興、指導および監督
- (2) 高等学校野球大会並びに試合の開催および協力
- (3) 高等学校野球の調査・研究
- (4) 高等学校野球選手、部員等のスポーツ障害予防・健康増進
- (5) 高等学校野球に関する講習会・研究会の開催
- (6) 野球を通じた国際交流、国際相互理解の推進
- (7) 高等学校野球に関する関係諸団体との協力・提携
- (8) その他本連盟の目的達成に必要な事項

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 本連盟の目的である事業を行うために不可欠な財産は、本連盟の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、本連盟の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処理しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 本連盟の事業年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日をもって終わる。

(剰余金の分配)

第8条 本連盟は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業計画及び収支予算)

第9条 本連盟の事業計画書、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 本連盟の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属書類

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、規約を主たる事務所に供え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織、事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第4章 評議員

(評議員)

第11条 本連盟に評議員15名以上25名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第14条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める新潟県高等学校野球連盟旅費等に関する規程による。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 規約の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとしてこの規約で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎年4月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 規約の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他規約で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第21条 評議員会の議事については、議事録を作成する。
- 2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

- 第22条 この規約に次の役員を置く。
- (1) 理事 20名以上25名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長、1名を専務理事、4名を常務理事とする。

(役員を選任)

- 第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、この規約で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、この規約で定めるところにより、本連盟を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本連盟の業務を分担執行する。
 - 3 会長及び業務執行理事は、4箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本連盟の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める新潟県高等学校野球連盟旅費等に関する規程による。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本連盟の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長又は専務理事が理事会を招集する。
- 3 顧問については、必要に応じて招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は会長が行う。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長及び常務理事が議長を行う。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、議事録を作成する。

- 2 会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(会議)

第35条 理事会内に会長の承認を得て、専務・常務理事会議を設けることができる。

- 2 専務・常務理事会議は会長が招集する。

第8章 その他の機関

(顧問)

第36条 本連盟に、任意の機関として、以下のものを置く。

(1) 顧問 若干名

2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、会長及び理事会の諮問に応じ、意見を述べることができる。

(幹事)

第37条 本連盟に、以下のものを置くことができる。

(1) 幹事 若干名

2 幹事は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 幹事は、会長の求めに応じ、業務を行う。

(職員)

第38条 本連盟の事務及び会計を処理するため、必要な職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

3 職員は、有給とする。

(各部会及び各種委員会)

第39条 本連盟には、理事会の決議を経て、各部会及び各種委員会を設けることができる。

2 各部会の名称、その他必要な事項は、理事会が別に定める。

3 各種委員会の名称、委員、その他必要な事項は、理事会が別に定める。

第9章 規約の変更

(規約の変更)

第40条 この規約は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この規約の第4条及び第5条及び第12条についても適用する。

平成26年4月14日一部改訂

令和2年4月28日一部改訂

新潟県高等学校野球連盟 諸規程

〈各部規程〉

1 支部運営規程（硬式部）

（目的）

第1条 支部は、次の業務を目的とする。

- (1) 支部が主管する事業の執行。
- (2) 支部所属各校に対する、本連盟からの各種伝達事項の指導徹底。
- (3) 競技力向上を目的とした研修会や講習会の実施。
- (4) 地域における少年野球との連携事業の実施。
- (5) 各種大会時における運営等への協力。
- (6) 支部運営費の執行管理。

（構成）

第2条 支部は、当該支部に所属する本連盟硬式部加盟校によって構成する。

（役員）

第3条 支部には、次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名（副会長）
- (2) 支部運営委員長 1名（常務理事）
- (3) 支部運営委員 7名以内（理事）
- (4) 会計長 1名（理事）

（役員選出）

第4条 役員は、評議員会にて選出される。

（役員任期）

第5条 それぞれの役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終の評議員会終結の時までとする。

（会議及び委員会）

第6条 支部では、毎年4月、6月、8月、12月に支部加盟校会議を開催するほか、会長が必要と認めるときは、臨時の支部加盟校会議を開催することができる。

- 2 支部では、会長が必要と認めるときは、支部運営委員会を開催することができる。
- 3 支部運営委員会は次の者をもって構成する。
支部運営委員長、支部運営委員7名以内、会計長

（予算）

第7条 支部は、本連盟一般会計からの助成により事業の執行を行い、事業年度終了時には残金をすべて本連盟一般会計に繰り入れるものとする。

（付則） この規程は、平成24年4月1日から適用する。
平成26年4月14日一部改訂

2 軟式部運営規程

(目的)

第1条 軟式部は、次の業務を目的とする。

- (1) 軟式部が主管する事業の執行。
- (2) 軟式部所属各校に対する、本連盟からの各種伝達事項の徹底指導。
- (3) 競技力向上を目的とした研修会や講習会の実施。
- (4) 地域における少年野球との連携事業の実施。
- (5) 各種大会時における運営等への協力。
- (6) 軟式部運営費の執行管理。

(構成)

第2条 軟式部は、ここに所属する本連盟加盟校によって構成する。

(役員)

第3条 軟式部には、次の役員を置く。

- (1) 部長 1名 (常務理事)
- (2) 副部長 1名

(役員を選出)

第4条 部長は、評議員会にて選出されるものとする。

- 2 副部長は、4月に開催される軟式部加盟校会議で選出し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員任期)

第5条 それぞれの役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終の県評議員会終結の時までとする。

(会議)

第6条 軟式部では、毎年4月、7月、9月、12月に軟式部加盟校会議を開催するほか、会長が必要と認めたときは、臨時の軟式部加盟校会議を開催することができる。

(予算)

第7条 軟式部は、本連盟一般会計からの助成により事業の執行を行い、事業年度終了時には残金をすべて本連盟一般会計に繰り入れるものとする。

(付則) この規程は、平成24年4月1日から適用する。
平成26年4月14日一部改正

〈各部会規程〉

3 審判部会規程

(名称)

第1条 本部会は、新潟県高等学校野球連盟審判部会という。

(支部)

第2条 本部会は、北、南の2支部を持ち、支部選出の副部長がそれぞれを統括する。

(構成及び選出)

第3条 本部会は、新潟県内在住の審判委員をもって構成し、原則として個人登録とする。

2 前項によらない場合は、部長及び副部長からの推薦によって選出する。

(委嘱)

第4条 審判委員は、会長が1年ごとに委嘱する。

(役員)

第5条 本部会に次の役員を置く。

(1) 部長 1名

(2) 副部長 4名

(3) 幹事(編成委員) 8名以内(各支部4名以内)

2 部長は、本部会定時総会で選出する。

3 副部長は、それぞれの支部で選出する。

4 正副部長は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

5 部長は、本部会を統括する。

6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。なお、職務代行順序は別に定める。

7 それぞれの支部には、幹事を4名以内で置くことができ、会長が委嘱する。

8 幹事は、副部長を補佐し、副部長に事故あるときは、その職務を代行する。なお、職務代行順序は別に定める。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、1期2年とするが、再任は妨げない。なお、原則として3期は越えないこととする。

(総会)

第7条 本部会は、年1回総会を開催する。なお、各支部総会をもって本部会総会に代えることができる。

(諸会議)

第8条 大会ごとに審判編成会議を開催し、各支部で担当する試合の審判割りを作成する。

2 審判編成会議の構成は、次のとおりとする。

理事(審判部会担当)、副部長、幹事

3 審判連絡会議を年1回開催し、当該年度の反省を踏まえ、次年度に向けた審判部運営の協議を行う。

4 審判連絡会議の構成は、次のとおりとする。

専務理事、部長、常務理事(支部担当及び庶務・広報担当)、理事(審判部会担当)、副部長

(付則) この規程は、平成24年4月1日から適用する。

平成26年4月14日一部改訂

4 責任教師部会規程

(名称)

第1条 本部会は、新潟県高等学校野球連盟責任教師部会という。

(目的)

第2条 本部会は、次の業務を目的とする。

- (1) 大会運営
- (2) 各種大会の開会式及び閉会式の企画・運営
- (3) 組織運営・クラブ経営に関する研修
- (4) 部会員の意見集約と理事会及び他部会との調整
- (5) 部会員相互の交流・親睦を図ること

(構成)

第3条 本部会の構成員は、本連盟加盟校の責任教師及び副部長とし、年度当初の登録によるものとする。

(役員)

第4条 本部会に、次の役員をおく。

- (1) 部会長(理事兼任) 1名
- (2) 幹事 4名
- (3) 大会運営委員 12名(各支部6名)

2 部会長は、評議員会で選出する。

3 幹事は、総会で選出し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

4 大会運営委員は、総会で選出し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員任期)

第5条 本部会の役員任期は、1期2年とし、最長3期までとする。

(総会)

第6条 本部会では、毎年4月に総会を開催するほか、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

(幹事会)

第7条 本部会では、会長が必要と認めたときは、幹事会を開催することができる。

2 幹事会は、次の者をもって構成する。

部会長、幹事4名の5名

(付則) この規程は、平成24年4月1日から適用する。

平成26年4月14日一部改訂

5 監督部会規程

(名称)

第1条 本部会は、新潟県高等学校野球連盟監督部会という。

(目的)

第2条 本部会は、次の業務を目的とする。

- (1) 強化に係る研修・講習会等
- (2) メディカル部門に関すること
- (3) 強化のための他団体との連携に係ること
- (4) 部会員の意見集約と理事会及び他部会との調整
- (5) 部会員相互の交流・親睦を図ること

(構成)

第3条 本部会の構成員は、本連盟加盟校の監督及びコーチとし、年度当初の登録によるものとする。

(役員)

第4条 本部会に、次の役員をおく。

- (1) 部会長(理事兼任) 1名
- (2) 幹事 8名
- (3) アドバイザー 若干名

2 部会長は、評議員会で選出する。

3 幹事は、総会で選出し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員任期)

第5条 本部会の役員任期は、1期2年とし、最長3期までとする。

(総会)

第6条 本部会では、毎年4月に総会を開催するほか、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

(幹事会)

第7条 本部会では、会長が必要と認めたときは、幹事会を開催することができる。

2 幹事会は、次の者をもって構成する。

部長、幹事8名の9名

(付則) この規程は、平成24年4月1日から適用する。

平成26年4月14日一部改訂

6 記録部会規程

(名称)

第1条 本部会は、新潟県高等学校野球連盟記録部会という。

(選出)

第2条 本部会部員は、新潟県高等学校野球連盟各支部ごとに8名選出し、会長が委嘱する。

(任期)

第3条 部員の任期は、2年とする。

(役員)

第4条 本部会に、次の役員をおく。

- (1) 部会長(理事兼任) 1名
- 2 部会長は、評議員会で選出する。

(付則) この規程は、平成24年4月1日から適用する。

平成26年4月14日一部改訂

〈委員会規程〉

7 全国高等学校野球選手権新潟大会運営委員会規程 (〃は年度ごと変更)

(目的)

第1条 本委員会は「第〇〇回全国高等学校野球選手権新潟大会運営委員会」と称し、平成〇〇年度全国高等学校野球選手権新潟大会について調査研究し、その原案作成を目的とする。

(構成及び招集)

第2条 本委員会は、次の者をもって構成し、会長が招集する。

- (1) 会長、専務理事、常務理事
- (2) 朝日新聞新潟総局長及び担当記者、朝日新聞販売局、関東朝日広告社、新潟テレビ21

(業務)

第3条 本委員会は、次の業務を目的とする。

- (1) 全国高等学校野球選手権新潟大会に関する原案作成
- (2) 大会のテレビ放映等に関する事項及び報道ルール作成に関する事項
- (3) その他会長が必要と認める事項

(開催)

第4条 本委員会は、6月に定例委員会を開催する。また、会長が必要と認めたときに、臨時に開催することができる。

(会議)

第5条 本委員会は、6月に報道会議を招集し、次のことを確認する。

- 2 (1) 全国高等学校野球選手権新潟大会の報道ルールに関する事項
- (2) 全国高等学校野球選手権新潟大会の放送規約に関する事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

(付則) この規程は、平成24年4月1日から適用する。

平成26年4月14日一部改訂

8 年報編集委員会規程

(名称)

第1条 本委員会は、新潟県高等学校野球連盟年報編集委員会と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、新潟県高等学校野球連盟及び(公財)日本高等学校野球連盟主催大会における本連盟加盟校の記録及び本連盟諸事業記録の収集、保存、年報の編集発行を目的とする。また、記念誌の編集発行も目的とする。

(構成)

第3条 本委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 専務理事、記録部会長、常務理事(庶務・広報担当)、記録部員8名(各支部4名)
- (2) その他会長が指名した者

(役員)

第4条 本委員会に、次の役員をおく。

- (1) 年報編集委員長(記録部会長兼任)

(開催)

第5条 本委員会は、7月、10月、1月に開催する。また、会長が必要と認めたときに開催できる。招集は会長が行う。

(付則) この規程は、平成24年4月1日から適用する。

平成26年4月14日一部改訂

〈その他の規程〉

9 新潟県高等学校野球連盟旅費等に関する規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この内規は会務のため旅行する役員等に対して支給する旅費に関して基準を定め、会務の円滑な運営に資するとともに経費の適切な支出をはかることを目的とする。

(旅費の支給)

第2条 役員等が出張した場合、当該役員等に対し支給する旅費はすべてこの内規によるものとする。ただし、連盟外から旅費の支給を受けた場合は、その額についての旅費は支給しない。

(旅費の計算)

第3条 旅費は、目的達成のため経済的かつ合理的な通常の経路および方法により旅行するものとして計算する。ただし、通勤手当が支給されている路程および区間についての交通費は支給しない。

第2章 交 通 費

(交通費)

第4条 交通費は、県内旅行については陸路旅行(鉄道旅行を除く。以下同じ)および水路旅行によるものとし、県外旅行については鉄道旅行によるものとして計算する。

- 2 旅行者が前項の規定に従って旅行することができない場合には、事前に会長の許可を受けなければならない。
- 3 旅行者が前項の変更申請をするいとまがない場合には、旅行終了後できるだけすみやかに

変更の申請をしなければならない。

第5条 陸路旅行における車賃は、路程に応じて1キロメートル当たりの定額により支給する。

2 水路旅行における船賃の額は、路程に応じた下級の運賃を支給する。

3 鉄道旅行における鉄道賃は、路程に応じた旅客運賃により支給する。

第6条 車賃の額は、1キロメートルにつき20円とする。この場合において会務の必要上、有料道路を利用した場合にはその料金を加算した額とする。

2 前項における路程は、県内112カ所の各基点による、当該各基点の路程を通算して計算する。この場合における路程は、旅行者の居住地から目的地を經由後、在勤地に至るかその逆をたどるものとする。

ただし、目的地が居住地もしくは在勤地または居住地および在勤地と同一市町村である場合には、路程の計算はせず、200円の交通費を支給する。

第7条 鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金および座席指定料金ならびに寝台料金による。

2 前項に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。

① 特別急行列車を運行する路線による旅行で片道100キロメートル以上のもの

② 急行列車を運行する路線による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項に規定する座席指定料金は、前項第1号に該当する場合に限り支給する。

4 会長が会務上やむをえないと認めた場合、前2項の規定にかかわらず、急行料金および座席指定料金を支給する。

5 夜行寝台列車を利用する旅行には、寝台料金（B寝台）を支給する。

第8条 空路賃の額は実費とし、原則として事務局が発注をし、支払うものとする。

第9条 6大都市に出張する場合には、目的地滞在1日につき1,000円の市内交通費を支給する。

第3章 宿泊費・雑費

（宿泊費）

第10条 宿泊料の額は、1泊につき10,900円とする。

2 県外への旅行には宿泊費を支給する。

3 県内への旅行であっても、会務上必要な場合は宿泊費を支給する。

（雑費）

第11条 雑費は次の各号に掲げる旅行の区分に応じ、該当各号に定める。ただし、平日の雑費（大会）は原則として支給しない。

① 休日（大会）：県の特殊勤務手当の対外運動競技等による支給額と同額を支給する。

1日…3,400円 半日：2,400円

② 休日（会議）：県の特殊勤務手当の部活動週休による支給額と同額を支給する。

1日…3,000円 半日：2,400円

③ 平日（会議）： 2,000円 ※上記①・②は県条例に準じた金額とする。

第4章 審判部会長等の雑費

（雑費）

第12条 審判部会長等への雑費として次のとおり支給する。

① 審判部会長 100,000円

② 副部会長 70,000円

③ 幹事 30,000円

<申し合わせ事項>

- ・車賃計算における基点間の距離については、事務局作成の一覧表によるものとする。
- ・旅費別途支給を公文書に記載する。
- ・支出する際は、旅費の中に雑費を含める。

<緊急事情における旅費支給について>

会議及び大会期間中で、緊急の事情がある場合、各自の申告により別途の旅費支給を検討する。
なおこの場合は、会長と理事長が検討し支給を決定する。

平成11年2月26日改正

平成22年12月3日改定

付 則 この内規は平成11年2月26日から実施する。

付 則 この規程は平成20年12月9日から改定施行する。

付 則 この規程は平成23年4月1日から施行する。

大会等旅費算出基礎

大会期間中および会議等の旅費については以下により計算する。

1. 自動車での移動を原則とし、その路程により交通費を支給する。
2. 1キロメートル当たり20円として交通費を計算する。
3. 事務局にて用意した道路マップにより計算をする。(可能な限り、最寄りの国道を経由するものとする。)
4. 経路は次のとおりとする。(「6」に該当する者は除く)
休日：居住地→目的地→居住地
平日：居住地または勤務地で目的地に近い方→目的地→居住地または勤務地で目的地に近い方
5. 計算の基点は県内112カ所とする。
6. 目的地(球場)が、居住地または勤務地と同一市町村の場合の路程は、一律200円(往復)の交通費とする。
7. 居住地から目的地までの路程が20キロメートルを超え、高速道路の利用が適当と思われる場合には、往復の高速料金を支払う。ただし、その際の路程はインターチェンジからインターチェンジまでとする。
 - ・例えば、十日町市在住の者が上越球場に行く場合、高速では計算をしない。(高速を利用することが、距離計算上大幅な遠回りとなり、しかも時間的に大きく節減することにならないため)
8. 公的交通機関(JR等)を利用する場合は事前に連絡をする。(JRで計算する場合には旅費規程による)
9. 審判委員等の交通費については、目的地と同一市町村在住者1日500円とし、それ以外の場合については上記「4」に準じて計算する。なお「4」により計算するも500円に満たない場合は500円とする。(上記「6」は適用しない)

大会等支出基準

項 目	内 容	備 考
使用球	指定された個数 (1 試合 8 個を基準)	
役員交通費	新潟県高等学校野球連盟旅費等に関する規程による	
役員雑費	休日 (大会) : 1 日 ¥4,250- 半日 ¥3,000- 休日 (会議) : 1 日 ¥3,400- 半日 ¥3,000- 平日 (会議) : 一律 ¥2,000- ※ただし、当分の間は別紙のとおりとする	旅費に含めて支給する ※役員雑費について、生徒引率の場合は、原則として学校旅費からの支給とする。 また、週休日の振替または特勤手当を申請する者についてはこれを放棄することとし、当日申告する。
審判部球場責任者手当	1 日 ¥5,000-・半日 ¥2,500-	市内在住者は交通費 ¥500- 市外在住者は交通費実費 (役員旅費に準ずる)
審判委員・公式記録員手当	1 試合 ¥3,000-	
医師手当	1 日 ¥10,000-	
理学療法士手当	1 日 ¥7,500-	
救護員手当	1 日 ¥10,000	
球場日番校手当 (1 球場 1 日 ¥30,000-まで) ※ 1 日 4 試合の場合 : 上限 ¥50,000-まで	1 試合 10,000 円を原則とし、複数校で担当する場合は均分する。 1 日 2 試合以上を担当する場合は、1 校上限 10,000 円とする。	
球場日番校交通費	旧市内校 : ¥2,000- それ以外 : ¥5,000- ※マネージャーのみの場合 : ¥2,000- 借り上げバスの場合 : ¥70,000-を上限とし、それ以内は実費 ※ハードオフの場合は別途とする。	
昼食弁当	単価 ¥700-	個数 会場一任
球場管理人謝礼	¥3,000- 以内の粗品	大会期間中
プラスバンドへの謝礼	1 校に ¥50,000	引率教員へは旅費を支給する※ 1
プラカードへ謝礼	各人に ¥3,000-以内の粗品 または 1 校に ¥50,000-	北信越本大会時にのみ摘要

- ※ 1 プラスバンド引率教員の手当については、新潟県高等学校野球連盟旅費等に関する規程による。
- ※ 2 反省会費は、年 1 回各支部 15 万円を支給する。(各支部予算に盛り込む)
- ※ 3 早朝手当は支給しない。
- ※ 4 役員雑費について、週休日の振替を申請する者についてはこれを放棄することとし、当日申告をする。
- ※ 5 ガードマンについては、必要に応じて業者委託するものとする。
- ※ 6 飲物については、大会役員および補助員等に必要に応じて支給する。

平成 22 年 12 月 3 日改定

付 則 この規程は平成23年4月1日から施行する。

平成27年4月14日一部改訂

平成28年4月14日一部改訂

平成29年4月13日一部改訂

別紙 大会等支出基準（申し合わせ）

役員雑費については、当分の間、下記のとおりとする。

記

休日（大会）：1日 ¥3,400- 半日 ¥3,000-

以下、「大会等支出基準」のとおり

10 新潟県高等学校野球連盟表彰規程

(永年功労者)

第1条 新潟県高等学校野球の振興に貢献したものについて本規程により表彰を行う。

第2条 被表彰者については理事会で審議し、会長がこれを決定する。

第3条 表彰の基準は次の通りとする。

(1) 連盟役員、責任教師、監督、その他関係者として、20年以上にわたり高校野球の発展に寄与した高等学校教職員。

(2) 監督、審判委員、その他関係者として多年にわたり高校野球に特に寄与した高等学校教職員以外の者。

(注) 表彰を受けようとする者は「永年表彰推薦書」(様式18または様式19)を事務局に提出する。

第4条 上記3の(1)及び(2)により表彰を受けた者で、退職または現職を退いた者、審判部会から退部した者に永年功労者証(ID)を付与し、県事務局で名簿管理を行うものとする。

(注) 表彰を受けようとする者は「申請書」を事務局に提出する。

(特別功労賞)

第5条 理事を継続して4期8年以上務めたものを特別功労者として表彰する。

(育成功労賞)

第6条 (財)日本高等学校野球連盟表彰規程に則り、以下の規程により毎年度選出する。

第7条 全国高等学校野球選手権大会及び選抜高等学校野球大会に出場した本連盟加盟校の指導者(責任教師及び監督等)を選出する。

2 原則として、定年退職の翌年度(満61歳となる年度)以降に表彰することとするが、甲子園での表彰に当たる年度については、考慮するものとする。

3 上記規程に抛りがたいときは、原則として上記規程に準じる成績を収めた指導者(責任教師・監督等)を選出する。

(都道府県表彰)

第8条 (財)日本高等学校野球連盟の規程に則り、以下の規程により5年ごとに選出する。

第9条 歴代の理事長及び副理事長、専務理事、常務理事から選出する。ただし、原則として2期4年以上の間、その任にあった者でなければならない。

(優秀選手表彰)

第10条 優秀選手を本規程により表彰する。

第11条 表彰については、各学校で推薦された者を理事会で審議、承認する。

第12条 表彰の基準は次のとおりとする。

(1) 次の各項のいずれかに該当する3年生を対象とする。

ア 選手権大会新潟大会でベスト8以上のチームで、技量、人物ともに優秀であると認められる者。

イ 北信越大会で県代表となったチームで技量、人物ともに優秀であると認められる者。

ウ 上記以外の成績のチームで技量、人物ともに特に優秀であると認められる者。

(2) 上記基準に該当しない者でも、1・2年次に甲子園出場に貢献した者は表彰の対象とする。この場合、原則として同一校からは1名とする。

(3) 優秀選手の数は全県的視野に立ち、原則として同一校からは1名とする。ただし、当該

年度の甲子園大会出場校からは3名以内、選手権大会新潟大会準優勝校からは2名以内とする。

(4) 軟式部においては、次の各項に該当する3年生もしくは中等教育学校6年生を対象とし、原則として同一校からの選出は1名とする。

ア 選手権新潟県大会および北信越地区新潟県大会で優勝したチームで、技量、人物ともに優秀であると認められるもの。

イ 上記ア以外の成績のチームで、技量、人物ともに優秀であると認められる者。

第13条 優秀選手には表彰状と記念品を授与する。

付則 令和2年4月28日一部改訂

11 新潟県代表校出場激励費規程

第1条 本連盟では、上位大会出場校に激励費を下記の基準で支出する。

〈硬式部〉

選抜高等学校野球大会	200,000円	
全国選手権大会	200,000円	
春秋北信越地区高等学校野球大会（他県開催）	100,000円	
春秋北信越地区高等学校野球大会（本県開催）	20,000円	※祝い金として
国民体育大会	100,000円	
明治神宮大会	100,000円	

〈軟式部〉 ※軟式部当初予算に組み入れ

全国高等学校軟式野球選手権大会	100,000円	
北信越地区高等学校軟式野球大会（他県開催）	50,000円	
北信越地区高等学校軟式野球大会（他県開催）	20,000円	※祝い金として
国民体育大会	50,000円	

第2条 上記に抛りがたい場合は、理事会で別途審議する。

平成22年12月3日改定

付則 この規程は平成23年4月1日から施行する。

付則 平成24年4月1日改定

平成30年4月13日改定

12 新潟県高等学校野球連盟慶弔規程

第1条 加盟校の現役顧問、現役役員および現役審判委員の死亡に際しては、供花および弔慰金50,000円を贈る。

第2条 加盟校の現役顧問、現役役員および現役審判委員が病気のため2週間以上の入院を必要とした場合は、見舞金10,000円を贈る。

第3条 元役員の死亡に際しては、供花および弔慰金30,000円を贈る。

第4条 本規程によりがたきとき及び規程外の支出を必要とするときは、会長と別途審議するも

のとする。

第5条 本規程の改正は理事会の承認により決定する。

平成16年11月19日改正

付 則 平成24年4月1日改定

〈連盟申し合わせ事項〉

1 試合に関する申し合わせ

1. 試合はすべて当該年度の公認野球規則による。
2. シートノックは各チーム7分間とする。(キャッチャーのスローイングから計時)
ただし、いちじるしく試合が遅れた場合、短縮または省略することがある。
3. トスバッティングは相手チームが定位置につくまで、外野フィールド内で行ってよい。
ただし、2試合目以降はこの限りではない。
4. 相手チームがシートノックを行っている際には、ファウル地域でキャッチボール、ノック、トスバッティングのいずれも行ってはならない。
シートノックは登録選手までで行い、補助員は5名まで認める。シートノック時に補助員がノックボールを捕球することは認めない。ただし、1塁上及び外野フィールド内(外野フェンス側)において野手からの送球は捕球してもよいものとする。また、ノック中相手チームはグラウンドへは出ないこと。
5. 試合中のグラウンド整備は原則として、5回終了後に行う。
6. ダッグアウトの中には責任教師、監督、記録員各1名とユニフォーム着用の選手20名 計23名(春・秋季大会は選手18名 計21名とする)以内であること。ただし、記録員は背番号のないユニフォーム、制服、トレーニングウェアのいずれかを着用するものとする。
7. 責任教師・監督・登録選手以外の者がノックを行う場合は、届け出て許可を受けること。またノッカーの服装はユニフォームとする。ただし、責任教師が外野で補助ノックを行う時は、この限りでない。
8. ボールボーイは原則として当該ベンチ側のチームから3名出すものとする。
9. 打者、走者、ベースコーチ、ボールボーイ、バットボーイは危険防止のため必ず両耳つきヘルメットを着用すること。また、捕手は危険防止のため必ず捕手用ヘルメット及びセーフティカップを着用すること。
10. 点差によるコールドゲームは5回以降10点差、または7回以降7点差がついた時に適用し、降雨日没等によるコールドゲームは7回完了もしくは6回半終了時以降適用する。ただし、決勝は、いかなる場合もコールドゲームは適用せず、降雨・日没等で試合の続行が不可能なときは再試合を行う。
11. 12回を終了してなおも同点の場合は、13回よりタイブレークを実施し、その運用は高校野球特別規則による。
12. 第2試合以降の試合は、原則として試合開始予定時間の30分前まで早めることができる。
13. 各チームのメンバー表は第1試合の場合は試合開始予定時刻40分前までに、第2試合以降は試合開始予定時刻の1時間前までに、定められたメンバー用紙にオーダーを記入して提出する。
14. 登録を変更する場合は変更届に理由を記載して、原本を県事務局に送付し、コピーを大会初日第1試合開始1時間前までに大会本部に提出する。
15. アピールは主将および問題の当事者に限る。ただし、審判のジャッジには絶対抗議してはならない。

16. メガホンの使用は、責任教師・監督とスタンドの部員のみとする。
17. 試合終了後、勝利校の校歌を演奏し、校旗を掲揚する。
18. 原則として、5回終了時点で1時間を経過していた場合は、6回以降のボール回しを行わないこととするが、当該担当審判委員の指示に従うものとする。
19. 応援についての規定
 1. ブラスバンド以外の鳴り物は禁止する。ただし、太鼓（和太鼓は禁止）は1個許可する。なお、ブラスバンドおよび組織だった応援は自チームの攻撃のときのみとし、相手チームの攻撃のときは自粛する。
 2. 生徒の応援団には必ず引率教師がつき、奇異な服装など慎むこと。
 3. 選手や審判委員に対する揶揄暴言を慎むこと。
 4. グラウンドに入ったり、紙吹雪・テープその他のものを投げ入れないこと。
20. 試合中の紛争処理について

試合中に紛争が生じたときは、その試合を担当する審判委員が全責任を持って処理にあたるのを原則とする。裁定に苦しむようなときは控え審判委員、または大会役員の意見を聞いて、裁定の参考にすることはやむを得ないが、そのため必要以上の時間を空費したり、控え審判委員などの意見をそのまま受け入れて判定を下すような、無定見な審判ぶりは好ましくない。担当の審判委員は事前の打ち合わせを十分にし、常にチームワーク良く動いて控え審判委員の意見などはあくまで参考として責任ある判定を下すこと。

平成16年11月19日改正
平成20年12月9日一部改定
平成22年12月3日一部改定
平成24年4月1日一部改定

